

中央港湾団交大筋合意 各単組賃上げ状況の確認が条件

26春闘中央港湾団交は、これまで3回の団交を重ねてきた。第3回(3月26日)組合側は第3回団交にあたり、少なくとも産別最賃の回答および福利分担金の拡充について方向性だけでも示すように要求した。業側は、産別最賃の高裁判決について上告したことを披歴した。業側は、まだ独占禁止法に抵触する可能性が払拭できないとその理由を述べた。また、福利分担金については25年春闘協定にある通り、業界も組合側と同じ問題認識があることから専門委員会設置を検討したが、会議が開催されていないことは残念である。福利厚生協会を主体とし、その課題の詳細について明確にすることで基金の増額が必要であるかどうか分かることになる。組合側の要求を拒んでいるわけではない。組合側は、業側の回答に対して産別最賃について19年春闘要求に対して認めた

のだから、25、26年の要求に答えられるはずだ。また、分担金における専門委員会については、月一度開催することをこの場で表明することを要求した。そして、組合側は、今日の回答に対して、4月6日以降に重大な行動になるだろうと考えている。については、4月2日(木)に団交を申し入れるとした。業側は要求内容が多岐にわたること年度末でもあり、担当者を招集すること、難しいので折衝とした。係団体へ文書周知が出来る

いとの提案を行った。組合側はこれを了承するが、重大な決断を持って折衝にあたるよう要求して団交を終了した。第4回(4月9日)業側は、要旨の3点の回答を行った。①産別最賃については、上告にもとづく最高裁の判決に従い適正に対処したい。②大幅賃上げに資する適正料金体系確保については、国交省との連名文書を船社団体と荷主団体へ周知したところ、すでに各会員事業者に周知したとの回答を得ている。③福利分担金については、各地区福利厚生協会の施設の老朽化や経営実態を把握するとともに福利厚生を拡充を図るため、今後必要な措置を専門委員会で検討する。組合側は回答に対してつぎの主張と反論を行った。①国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の



のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の

のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の



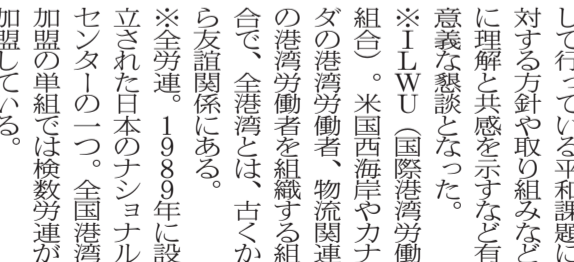
のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の

のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の



のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の

のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の



のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の

のではないか。組合側は、料金問題に対して賃上げでしか判断できない。最賃について「適正に判決を見て、別枠で協議を断する」の回答に疑問が残る。①最賃については、申し訳ないがこれ以上回答はできない。②福利分担金を引き上げる前提では、対応が難しいが拡充を図るため議論を積極的に取り組んでいきたい。③国交省との連名文書の取組みは、組合側の取り組みを参考にして取り組んでいきたい。組合側は、業側回答について以下の通り判断すると、4月13日から予定していた時間外拒否を20日から延期することにした。また、4月15日に第5回の

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

旧姓の通称使用法制化が進められようとしている。旧姓の通称使用法制化とは離婚後も戸籍名を変えなくてもよい選択的夫婦別姓制度とは異なり、旧姓の通称を使用する範囲を広げ法的効力を与えることだ。ただ、住民票や運転免許証、パスポート等で旧姓と戸籍名の併記を認めても、Wネームを持つ煩雑さがつきまとう。そこで、公的書類に旧姓だけを記載する「旧姓単記」の検討を高市首相が指示した▼一見するとWネームの不便が解消するなら問題がはいようと思えるが、そうはいえない。高市首相は国会答弁で、パスポートなどの「厳格な本人確認」が必要な公的書類には、「併記」を求めると述べている。検討した結果、どんな制度になるかは未知数だ。その背景には明治期以来の「家制度」に固執し、選択的夫婦別姓制度の導入やジェンダー平等に反対する支持母体の勢力に顔を向けられているのだろう。選択的夫婦別姓制度は、望む人だけ別姓を認める制度。同姓の強制をやめることでもある。仕事の業績などキャリアの断絶に苦しむ、働く女性の期待は大きい。この制度を導入すれば解決するのには、頑なに拒み続けるのはいかなるものか。改姓の強制は人権問題。もつ先送りできない。

ピーター氏来日

3月17日(火) ※元I.L.W.U組織化ディレクターのピーター・オニール氏とピーター氏の友人で、北カリフォルニア・プロペラクラブ会長であるスラス・マルゴニス氏が来日し、※全労連国際局長の布施事務局長を介して懇談会を開催した。懇談会では主に日本の港湾の実情として『日本の港湾のオートメーション化の影響は雇用面でどうなっているのか』『若年労働者が港湾労働の分野に入ってきているか』『港湾の労組は、自民党政権の対中国対策、台湾独立を支持しているか』『全国港湾は韓国の港湾労組との交流はあるのか』との質問がされた。また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

ピーター氏来日

3月17日(火) ※元I.L.W.U組織化ディレクターのピーター・オニール氏とピーター氏の友人で、北カリフォルニア・プロペラクラブ会長であるスラス・マルゴニス氏が来日し、※全労連国際局長の布施事務局長を介して懇談会を開催した。懇談会では主に日本の港湾の実情として『日本の港湾のオートメーション化の影響は雇用面でどうなっているのか』『若年労働者が港湾労働の分野に入ってきているか』『港湾の労組は、自民党政権の対中国対策、台湾独立を支持しているか』『全国港湾は韓国の港湾労組との交流はあるのか』との質問がされた。また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。

また、日本の港湾労使で「事前協議制度」や日本の港湾労働者不足の現状、日米の港湾労働者の平均賃金の違い等には深い関心を示したことや、全国港湾として行っている平和課題に対する方針や取り組みなどに理解と共感を示すなど有意義な懇談となった。※I.L.W.U(国際港湾労働組合)。米国西海岸やカナダの港湾労働者、物流関連の港湾労働者を組織する組合で、全港湾とは、古くから友誼関係にある。※全労連。1989年に設立された日本のナショナルセンターの一つ。全国港湾加盟の単組では検数労連が加盟している。